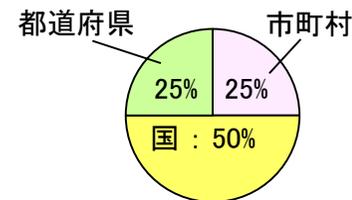


## 地籍調査とは

- 一筆ごとの土地の境界や面積等を調査
- 成果は登記所にも送付され、登記簿を修正し、備付地図になる
- 主な実施主体は市町村

### 【地籍調査費の負担割合】 (市町村実施の場合)

(特別交付税措置により、自治体の負担は各々実質5%)



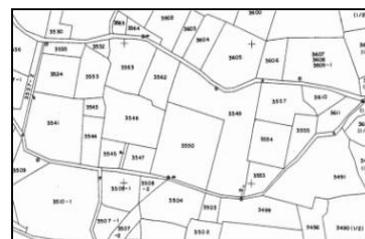
## 地籍調査により作成される地図

### 【公図】

明治期の  
地租改正に伴い  
作られた図面



### 地籍調査



### 【地籍図】

境界が正確な  
地図

## 地籍調査の進捗率（面積ベース）

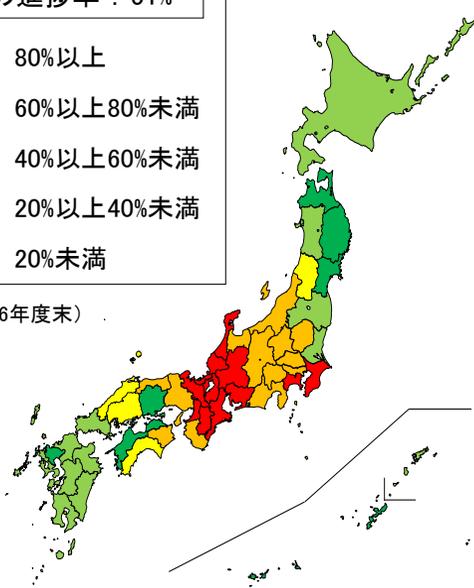
	対象面積 (km <sup>2</sup> )	実績面積 (km <sup>2</sup> )	進捗率 (%)
D I D	12,255	2,884	24
非 D I D	宅地	9,484	53
	農用地	52,435	73
	林地	80,928	44
合計	286,200	145,731	51

- 対象面積は、全国土面積(377,880km<sup>2</sup>)から国有林及び公有水面等を除いた面積である。
- DIDは、国勢調査による人口集中地区のこと。Densely Inhabited Districtの略。人口密度4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査上の基本単位区が互いに隣接して、5,000人以上の人口となる地域である。
- 都市部官民境界基本調査と山村境界基本調査の実績分を含む。

全国の進捗率：51%

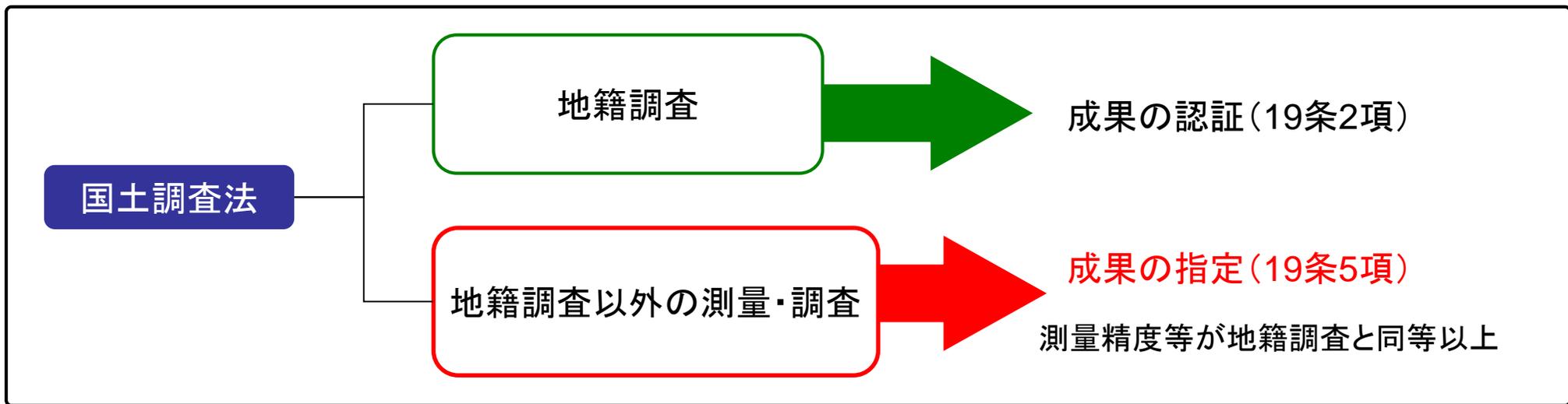


(データは平成26年度末)

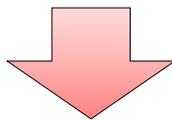


## 地籍調査の主な効果

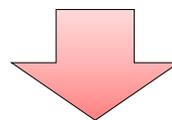
- リスク・国民の不安の解消  
土地取引や抵当権の設定の円滑化による土地の有効活用
- 災害復旧・復興の迅速化  
土地の境界の確認が円滑に行われ、事業期間や費用が相当縮減
- 民間開発事業の円滑化  
事業区域内の関係者が合意し易く、用地取得が円滑に実施  
六本木ヒルズでは地籍調査が未実施  
⇒ 約400筆の境界調査に4年の歳月
- 固定資産税の課税の適正化  
正確な面積での課税が可能  
これまでの地籍調査の実施により、  
約3割面積が増加



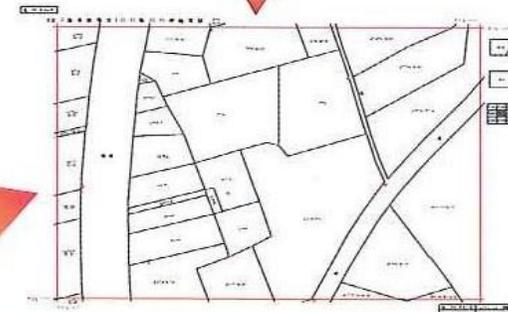
測量・調査成果が地籍調査と同等  
以上の場合



地籍調査の成果と同様に取り扱える  
よう国土交通大臣等が指定



正確な地図(14条1項地図)



一定の基準を満たす場合に、国が指定

# 国土調査法第20条及び第32条の2について

(成果の写しの送付等)

第20条 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、前条第2項の規定により国土調査の成果を認証した場合又は同条第5項の規定により指定をした場合においては、地籍調査にあつては当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所に、その他の国土調査にあつては政令で定める台帳を備える者に、それぞれ当該**成果の写しを送付**しなければならない。

2 登記所又は前項の台帳を備える者は、政令で定めるところにより、同項の規定による送付に係る地図及び簿冊に基づいて、**土地の表示に関する登記及び所有権の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記**をし、又は同項の台帳の記載を改めなければならない。

3 略

(代位登記)

第32条の2 地方公共団体又は土地改良区等は、前条の規定により土地の合併があつたものとして調査を行う場合において必要があるときは、**当該土地の登記簿の表題部に所有者として記録された者若しくは所有権の登記名義人又はその相続人に代わり土地の表題部若しくは所有権の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記又は所有権の保存若しくは相続による移転の登記**を申請することができる。

2 略